

# 写

平成 31 年 2 月 28 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市上下水道事業経営審議会  
会長 雑賀 憲彦

## 可児市水道事業の適正な料金について（答申）

平成 30 年 11 月 27 日付け水料第 44 号により当審議会に諮問された「可児市水道事業の適正な料金（料金算定期間 平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度の 5 年間）」について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

## 記

### 1 答 申

水道料金については、現在の水道料金（税抜き）を適正料金とし維持することが適当である。

また、今後の水道事業の企業運営について、改正水道法でも謳われている「広域連携」の手法を研究し、水道事業のさらなる効率的な取り組みを要望する。

### 2 審議内容

別記のとおり

## 1 水道事業の経営状況

## (1) 経営の現状分析

可見市の水道料金は、平成 13 年度及び平成 19 年度に値下げ(約 13%)を行い、県水を受水している 11 市町では安い方から 3 番目となっている。人口減少社会の到来や高齢者の単身世帯の増加、エコ社会への移行等により、1 戸あたりの使用水量は減少している。一方で「アベノミクス景気」の景気拡大局面で 50mm を超える大口径の利用者の使用水量は堅調に推移しているものの、現在の水道事業経営は、本業部分では費用が収益を上回る営業損失を計上しており、赤字体質からの脱却はできていない。

## 【詳細状況】

人口減少や高齢化の進展、節水機器の普及により、水の使用量が平成 19 年度をピークに減少するとともに、水道料金収入も減少している。

水利権がないため県から水を購入し、その費用(受水費)が総費用の約 52%を占めている。平成 26 年度に県営水道料金が約 10%値下げされたことで、総費用に占める割合は 4%程度減少したが、総費用に占める割合は最大のままである。

丘陵地に多くの住宅団地が分散・点在しているため、人口が平野部に密集している都心部に比べ配水池や揚水ポンプ施設も多く、施設の整備や管理に多くの費用を必要とする。

昭和 37 年から給水を開始し、昭和 40 年代後半から住宅団地の造成に伴い人口が急増し、水道施設の建設が集中的に実施された。結果として、更新費用が数年後に集中することに加え、更には施設・管路の耐震化への費用が必要となる。平成 29 年度に改訂した水道整備基本計画に基づき多額な費用の平準化を図りながら進めていく。

都心部とは違い人口が密集していないため、水道関連施設の全ての効率性が劣っている。

## (2) 経営改善の推移

慢性的な赤字経営の改善とし、業務の外部委託による水道事業職員の削減や国の制度を活用した企業債の繰上げ返済などの経営努力により赤字の削減に取り組んできた。また、平成 25 年には直接経費である受水費を削減するため県営水道料金の値下げ協議を行った。現在は水道施設の規模の適正化を検討し、配水池を廃止することで再投資の削減等に取り組んでいる。今後も継続して水道施設の規模の適正化を行う予定である。

## 【主な経営改善事項】

## 過去の取り組み

- ア．人件費の削減 徴収業務、管理給水業務の外部委託  
職員数 平成 3 年度 27 人 現在 14 人
- イ．支払利息の削減 補償金免除による企業債の繰上げ返済  
平成 19 年度から 21 年度の 3 ケ年で高利率の企業債を返済
- ウ．県営水道料金約 10%値下げによる受水費の削減 1 億 1,380 万円  
県水を受水している 11 市町で県と協議し、平成 26 年度から県営水道料金が値下げ  
(県営水道料金の基本料金と使用料金の比率を 7:3 から 5:5 に改定)

## 現在の取り組み

水道施設の再投資の削減、減価償却費の削減  
水の使用量の減少等に応じた配水池(長坂配水池・松伏配水池)の廃止

## 今後の取り組み

将来の水需要予測から水道施設のダウンサイジング(配水池やポンプ場の統廃合、水道管のサイズダウン)を図り、再投資の削減、減価償却費及び維持管理費の削減を行う

## 2 審議結果

### (1)水道料金の現状維持

人口減少等で水道料金収入の減少が見込まれる状況で、水道施設の耐震化や老朽管路の更新が遅れると、断水や漏水事故のリスクが高まるため、投資事業は必要となる。

現行の水道料金（税抜き）を維持しながら、基幹管路の耐震化や老朽管路の更新を計画的に進め、併せて今後の水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングを図り、効果的・効率的な経営と安全、安心、安定した水を市民に提供できる環境整備を進めていくことが重要である。

また、経費の大部分を占める受水費について、県営水道事業経営を検証し、受水市町協議会で今後も県営水道料金の抑制に対し団体交渉を行うとともに、その他の経費削減と収入確保に努め、できる限り可児市の水道料金の値上げ抑制が図られることを求める。

#### 【審議の詳細事項】

平成 25 年度に 1 億 2,031 万円あった経常損失が、県営水道料金が値下げされた平成 26 年度には 7,848 万円に、また直近の平成 29 年度には 3,298 万円と赤字体質ではあるが、県営水道料金の値下げの効果が現れ、本業部分は着実に改善している。

南海トラフ地震の発生が危惧される中、平成 43（2031）年度までに基幹管路の耐震化と老朽管路の更新の投資事業に多額な費用が必要となる。

それらの財源となる内部留保資金は、水道整備基本計画の財政見通しでは、新たな企業債の借入れや料金値上げのない場合、平成 47（2035）年度マイナスが見込まれる。

「可児市人口ビジョン」からみても給水人口の減少は進み、水の使用量も減少し、厳しい経営状況が見込まれる。中長期収支計画（平成 30 年 2 月改訂）を基に平成 31（2019）年度からの 5 年間の水道料金を「水道料金算定要領」で試算した結果、1 年度につき 6,876 万円の収入不足となる。ただし、この収入不足額については、水道加入分担金で補える見込みであり、この 5 年間は料金の据え置きが妥当である。

### (2)広域連携の推進による水道事業の効率的取組み強化

水道法の改正が行われ、水道事業の基盤強化の有効な手法の 1 つとして「広域連携の推進」が挙げられた。都道府県は市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の調整を行う、広域連携の推進役と位置づけられ、岐阜県は県内を 4 つのブロックに分けて短・長期的な課題に分類し、経営の効率化に有効な事例を広げていく支援を始める。動き始めた県内の事例に止まらず、大きな視野で全国的に広域連携の基に効率化が図られている事例を研究し、水道事業のさらなる効率的な事業運営の取組みを要望する。

#### 【審議の詳細事項】

平成 30 年末に水道法が「水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給する」ために改正された。その柱の 1 つに「広域連携の推進」が挙げられた。

岐阜県は平成 29 年 11 月に「水道事業広域連携研究会」を立ち上げ、県内の 4 つの広域水道圏を部会とした。可児市は「岐阜東部広域水道圏」に属し、県営水道から受水している市町が多数を占め、県営水道、市町での連携を進めていく。

平成 25 年には岐阜県、多治見市、可児市において、「施設の共同化」の広域連携で小名田調整・配水池を設置し、建設費用を削減した実績がある。

木曽川から直接取水できる愛知県犬山市と、木曽川と飛騨川にダムを建設して水利権を確保した岐阜県営水道から受水している可児市において、水源確保に係る費用に大きな差があり、水道料金の格差に反映している。隣接している水道事業者間で県域を越えた広域連携の取組みを研究し、効率化の強化を図る必要がある。

## 付 属 資 料

- 資料 1 可児市上下水道事業経営審議会委員名簿
- 資料 2 可児市上下水道事業経営審議会の開催状況
- 資料 3 諮問書（写）
- 資料 4 可児市上下水道事業経営審議会条例

## 可児市上下水道事業経営審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選任区分
会長	さいが のりひこ 雑賀 憲彦	名城大学都市情報学部 教授	学識経験を有する者
副会長	あんどう まさき 安藤 誠紀	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	うめだ まさひろ 梅田 真弘	一般社団法人可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	かたぎり あつし 片桐 厚司	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	かわさき あいや 川崎 愛彩	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
委員	すぎやま だいすけ 杉山 大介	可児市 P T A 連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	協同組合岐阜県可児工業団地 管理センター	公共的団体等の役員又は職員
委員	はやし あきえ 林 昭恵	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	はやし きよこ 林 清子	可児市社会福祉協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	むかい まさよし 向井 正義	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有する者
委員	もり ようこ 森 よう子	可児市民生委員児童委員連絡 協議会	公共的団体等の役員又は職員

## 可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

### 平成 29 年度 第 2 回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成 30 年 2 月 17 日（土）午後 1 時 00 分から午後 2 時 30 分まで
- ・場 所 可児市総合会館 2 階 保健指導室
- ・出席者 委員 10 人（欠席 2 人）、事務局 11 人
- ・内 容 可児市水道整備基本計画の改訂内容説明、可児市水道事業中長期収支計画の改訂内容説明、平成 30 年度における水道料金に係る諮問の予告

### 平成 30 年度 第 1 回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成 30 年 10 月 23 日（火）午後 6 時 00 分から午後 7 時 50 分まで
- ・場 所 可児市総合会館分室 第 1 会議室
- ・出席者 委員 10 人（欠席 2 人）、事務局 11 人
- ・内 容 平成 29 年度可児市水道事業決算状況の説明

### 平成 30 年度 第 2 回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
- ・場 所 可児市総合会館分室 第 1 会議室
- ・出席者 委員 11 人（欠席 1 人）、可児市長、事務局 11 人
- ・内 容 市長より諮問、可児市水道事業の現状、平成 31 年度以降の整備計画、可児市水道事業中長期収支計画と決算額の比較、水道料金の検討

### 平成 30 年度 第 3 回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成 31 年 1 月 17 日（木）午後 6 時 00 分から午後 7 時 50 分まで
- ・場 所 可児市総合会館分室 第 1 会議室
- ・出席者 委員 9 人（欠席 3 人）、事務局 9 人
- ・内 容 第 2 回可児市上下水道事業経営審議会の振り返り、広域連携について、答申内容のまとめ

# 写

水料第 44 号  
平成 30 年 11 月 27 日

可児市上下水道事業経営審議会  
会長 雑賀 憲彦 様

可児市長 富田 成輝

## 諮 問 書

可児市水道事業の適正な料金（料金算定期間 平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度の 5 年間）について諮問しますので、貴審議会のご意見を賜りますようお願いいたします。

## 可児市上下水道事業経営審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

## (設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## (可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例（昭和 62 年可児市条例第 23 号）は、廃止する。

## (委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。